

【ご案内】安全管理規程フェーズ2の変更届提出に向けて

「一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業（1号許可、2号許可）、一般不定期航路事業（旧届出事業）」を経営している事業者は、令和9年3月31日までに管轄の運輸局等へ海上運送法改正事項を反映したフェーズ2の安全管理規程変更届の提出が必ず必要となります。

1. はじめに

「一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業（1号許可、2号許可）、一般不定期航路事業（旧届出事業）」を経営している事業者は、海上運送法改正に伴い令和9年3月31日までに管轄の運輸局等に対して各種手続きを行っていただくようお願いいたします。

以下でそれぞれについて説明しておりますので、内容をご確認ください。

なお、本資料は一般的な内容となりますので、詳細については記載の URL から各ホームページをご確認ください。

2. 行っていただきたい手続きについて

管轄の運輸局、運輸支局や海事事務所の運航労務監理官へ行っていただきたい手続きとしては以下のとおりです。

- ・安全統括管理者及び運航管理者に関する手続き
- ・安全管理規程フェーズ2の変更届

◎主な手続きについて

※②、③、④は管轄の運輸局、運輸支局や海事事務所へご提出ください。

① 安全統括管理者及び運航管理者試験を受験し、合格する。

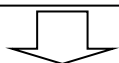
3-1



試験合格の翌日から起算して12営業日を経過した後

② 資格者証交付申請書を提出する。※1

3-2



資格者証受領後

※1 ①の合格者個人が申請

③ 資格者証番号等を記載した安全統括管理者及び運航管理者選任届を提出する。※2

3-3

※2 海上運送法許可・登録事業者が届出

④ 安全管理規程フェーズ2の変更届出書を提出する。 ※2

4

※④→③の順でも問題ありません。

3.安全統括管理者及び運航管理者に関する手続きについて

令和9年度（令和9年4月1日）より安全統括管理者・運航管理者は資格者証を持った者から選任する必要があり、**令和9年3月31日までに以下3つの手続きを順番に行う必要があります。**

- ①安全統括管理者・運航管理者の試験に合格すること。
- ②資格者証交付申請を提出し、資格者証を受領すること。
- ③資格者証に基づいた安全統括管理者、運航管理者の選任届を提出すること。



試験・資格者証制度全般については、下記からご確認ください

- ・ URL https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000058.html

3-1.安全統括管理者・運航管理者資格者制度の試験について

安全統括管理者・運航管理者の試験を受験し、合格する必要があります。
下記 URL から試験の申込みを行い、試験に合格してください。

- ・ 申込 URL https://www.prometric-jp.com/examinee/test_list/archives/93

※試験区分

○安全統括管理者

総合安全統括管理者試験（20トン以上の船舶、20トン未満の船舶の両方を運航する場合）

大型船舶安全統括管理者試験（20トン以上の船舶を運航する場合）

小型船舶安全統括管理者試験（20トン未満の船舶を運航する場合）

○運航管理者

総合運航管理者試験（20トン以上の船舶、20トン未満の船舶の両方を運航する場合）

大型船舶運航管理者試験（20トン以上の船舶を運航する場合）

小型船舶運航管理者試験（20トン未満の船舶を運航する場合）



試験問題については、下記ホームページにおいて問題例を掲載しております。

- ・ URL <https://kaiyokyoiku.jp/home/safety-generalmanager-exam>
（クリック後、「試験科目・試験問題例」をクリック）



3-2.安全統括管理者及び運航管理者の資格者証の申請について

試験に合格し、資格者証の交付を申請しようとする場合は、試験合格の翌日から起算して12営業日を経過した後に、住所地を管轄する運輸局、運輸支局や海事事務所まで資格者証の申請を行っていただく必要があります。

申請の際は試験合格に加え、一定の実務要件が必要となりますのでご注意ください。



・必要書類URL：<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/content/000371033.pdf>

・様式URL

【安全統括管理者資格者証】申請様式：

【運航管理者資格者証】申請様式：

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/senpaku/ankenkanrikitei.html>



○令和8年度（令和8年4月1日）以降の安全統括管理者・運航管理者の資格者証の受給に必要な経験要件

令和8年度以降（既存事業者は1年間の経過措置あり）の経験要件				
安全統括管理者			運航管理者	
船舶運航事業又は内航海運業 (遊漁船業等)	運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務	1年以上	船長としての業務	1年以上 (貨物船は2年)
	船長又は乗組員としての業務		甲板部の職員としての業務	1年以上 (貨物船は2年)
	ISMコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務		機関部又は無線部の職員としての業務	2年以上 (貨物船は3年)
	(令和8年度以前の)安全統括管理者としての業務		運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務(令和8年度以前の経験を含む。)	1年以上
内航海運業及び遊漁船業等	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶安全統括管理者資格者証に限る。)	3年以上	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶運航管理者資格者証に限る。)	3年以上
	「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」(令和5年6月国土交通省大臣官房運輸安全監理官)5(4)1)に規定する「安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する」に相当する業務	1年以上	-	-

※総合安全統括管理者資格者証及び大型船舶安全統括管理者資格者証については、大型船舶の経験でなければならない。

※経験年数の通算が可能。(例：船舶運航事業の船長と運航管理補助者の経験それぞれ半年ずつで、安全統括管理者資格者証を申請可能)

3-3. 資格者証を受領された方の安全統括管理者及び運航管理者の選任について

3-2で資格者証を受領後、資格者証に基づいた安全統括管理者と運航管理者の選任届を管轄の運輸局、運輸支局や海事事務所あて提出する必要があります。現在資格者証をお持ちでない方を選任されている場合、改めて資格者証を受領した後、選任届を提出する必要があります。

※従前から安全統括管理者・運航管理者に選任されている者であっても、**資格者証取得後に改めて選任届出の提出が必要**となります。**(既に選任されている方を資格者証取得後改めて選任する場合は、改めて選任した日を選任日としてください)**

・様式URL

安全統括管理者選任（解任）届出書（様式例）：

運航管理者選任（解任）届出書（様式例）：

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/senpaku/ankenkanrikitei.html>



3-4. 船長と運航管理者の兼務の禁止と除外規定について

令和8年度以降（既存事業者は経過措置1年）原則として、運航管理者と船長の兼業が禁止されております。

※船長となる者であっても、当該船長が船舶に乗り組んでいないときに運航管理者としての職務を担うために、当該船長を運航管理者として選任することは可能です。

【例外（特例が認められる場合）】

以下のすべての条件を満たす場合は、「船長を兼務する運航管理者」及び「陸上に配置される陸上従業者」の**双方が兼務講習を受講**することで、例外的に兼務が可能となります。

兼務講習終了後は、終了証明書を添付の上、兼務報告書を管轄の運輸局、運輸支局や海事事務所あて提出する必要があります。

また、兼務を継続する場合は**2年ごとに兼務講習**を受講する必要があります。

（条件）

- ・常時運航する船舶が1隻のみであること
- ・船舶の総トン数が20トン未満であること
- ・旅客定員が13名未満であること



・兼務講習の案内：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000062.html

・様式URL

運航管理者の船長等兼務報告書様式（限定小規模事業者特例用）：

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/senpaku/ankenkanrikitei.html>



4. 安全管理規程の変更について

海上運送法の改正事項を反映した安全管理規程**フェーズ2**に移行していただくために、**安全管理規程の変更届出の提出が必ず必要**となります。

下記 URL から、安全管理規程変更届出書及び事業形態に応じて該当する安全管理規程ひな形をダウンロードし、チェックマニュアルを確認しながら加筆修正をして、令和9年3月31日までに管轄の運輸局、運輸支局や海事事務所あて提出をお願いします。

安全管理規程ひな形、チェックマニュアル、

安全管理規程変更届出書様式：

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000021.html



安全管理規程フェーズ2への移行に伴う提出書類

①安全管理規程変更届出書

②新旧対照表

③変更後の安全管理規程全文（運航基準、作業基準、事故処理基準含む）

※地震防災対策基準作成対象事業者は、引き続き地震防災対策基準を提出願います。（地震防災対策基準のひな形に改正はありません）

※②新旧対照表の代わりに、変更前の安全管理規程全文の提出でも可

■よくある補正事項について

- ・ 運航の可否判断の手順図が添付されていない。
- ・ 運航基準の「情報の入手元」に風速、波高の数値が記載されている。
→情報の入手元を記載願います。
- ・ 船長兼運航管理者の事業者の場合、チェックマニュアルに基づいた加筆修正が行われていない。 等

5. ドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練の実施義務

令和9年4月1日より、小型船舶（総トン数20トン未満）の旅客船（旅客定員13名以上）のみをその用に供する旅客不定期航路事業（第2号許可）を営む者を対象として、ドライブレコーダーを活用した教育訓練の実施が義務化されました。併せて、安全管理規程への当該訓練の記載、届出も必要となります。

■ よくある問い合わせ

《映像記録装置について》

- ・ 告示に定める性能要件を満たす必要がある。
- ・ 日没から日の出までの間を除き、使用船舶が運航している間は常時搭載・起動が必要となる。

《教育訓練について》

- ・ 映像記録装置を活用した教育訓練については、年1回以上の実施が必要。
- ・ 教育訓練に使用する映像は、必ずしも一航海の全記録をそのまま用いる必要はなく、教育目的に応じて必要な場面だけを活用することで足りる。

以下に、制度、Q&A、ガイドラインが掲載されておりますので、ご確認ください。

- ・ URL → https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000061.html



6. その他の改正事項

上記の手続き以外にも、法改正が行われておりますので、下記国土交通省ホームページをご確認ください。

- ・ 検索 → 「旅客船の総合的な安全・安心対策 国土交通省」
- ・ URL → https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000086.html



【問い合わせ及び提出先】

北海道運輸局海上安全環境部 運航労務監理官 〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 19 丁目 8 番 札幌第 4 合同庁舎東館	電話 011-290-2773
北海道運輸局函館運輸支局 運航労務監理官 〒041-0824 函館市西桔梗町 555 番 24	電話 0138-49-9904
北海道運輸局旭川運輸支局（稚内庁舎）運航労務監理官 〒097-0023 稚内市開運 2 丁目 2 番 1 号 稚内港湾合同庁舎	電話 0162-23-5047
北海道運輸局室蘭運輸支局（入江町庁舎）運航労務監理官 〒051-0023 室蘭市入江町 1 番地 室蘭地方合同庁舎	電話 0143-23-5001
北海道運輸局室蘭運輸支局苫小牧海事事務所 運航労務監理官 〒053-0004 苫小牧市港町 1 丁目 6 番 15 号 苫小牧港湾 合同庁舎	電話 0144-32-5901
北海道運輸局釧路運輸支局 運航労務監理官 〒084-0906 釧路市鳥取大通 6 丁目 2 番 13 号	電話 0154-51-0057